

は認定を要するものであるときは、当該確認等に係る申請等をする前に届け出なければならない。

(事前協議)

第29条 法第16条第1項第1号若しくは第2項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項の規定により通知をしようとする国の機関若しくは地方公共団体は、当該届出又は通知を行う前に、規則に定めるところにより、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならない。ただし、同条第2項の規定による変更の届出であって、市長において事前協議の必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 (略)

(近隣への周知等)

第29条の2 前条第1項の規定により事前協議をしようとする者は、当該事前協議に係る行為が景観計画に定める高さの誘導基準を超える建築物の新築、改築、増築又は移転である場合は、あらかじめ、行為の場所の周辺に居住する者その他関係者に対し、説明会の開催その他の方法により行為の内容を周知するとともに、その意見を聴取し、結果を市長に報告しなければならない。

(行為完了の届出)

第31条の2 法第16条第1項第1号若しくは第2項の規定による届出をした者又は同条第5項の規定による通知をした国の機関若しくは地方公共団体（次項において「届出者等」という。）は、同条第1項第1号若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 届出者等は、前項の規定による届出に係る行為について、市長から当該行為の実施状況、当該行為が景観に及ぼす影響その他必要な事項についての報告又は当該行為に係る建築物の敷地への職員の立入りについての許可を求め

_____を要するものであるときは、当該確認の申請_____をする前に届け出なければならない。

(事前協議)

第29条 法第16条第1項_____若しくは第2項の規定による届出をしようとする者又は同条第5項の規定により通知をしようとする国の機関若しくは地方公共団体は、当該届出又は通知を行う前に、規則に定めるところにより、市長に対し、事前協議をするよう努めなければならない_____。

2 (略)

られたときは、これに協力するよう努めなければならない。

別表第1 (第25条関係)

区域	行為
景観計画に定める臨海工業区域(以下「臨海工業区域」という。)及び景観形成重点地区のいずれにも該当しない区域	<p>(1) 高さが13メートル(建築基準法第55条第3項の規定により市が許可したものは、10メートル)又は建築面積が1,000平方メートルを超えることとなる建築物の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが13メートル(建築基準法第55条第3項の規定により市が許可したものは、10メートル)又は建築面積が1,000平方メートルを超えている建築物に対する改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の建築面積又は床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 高さが13メートル(建築基準法第55条第3項の規定により市が許可したものは、10メートル)又は建築面積が1,000平方メートルを超えている建築物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 見付面積(行為に係る面における建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項に規定する見付面積をいう。以下この表において同じ。)に占める施工面積(見付面積のうち行為に係る部分の面積をいう。以下この表において同じ。)の割合が、2分の1を超えるもの</p> <p>イ 施工面積が100平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 高さが13メートル(建築基準法第55条第3項の規定により市が許可したものは、10メートル)を超える_____建築物の外観を変更する_____修繕又は模様替え</p>

別表第1 (第25条関係)

区域	行為
景観計画に定める臨海工業区域(以下「臨海工業区域」という。)以外の区域	<p>(1) 高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートルを超えることとなる建築物の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートルを超えている建築物で、行為に係る部分の建築面積又は床面積の合計が100平方メートルを超える建築物の改築、増築又は移転</p> <p>(3) 高さが13メートル又は建築面積が1,000平方メートルを超えている建築物で、行為に係る部分の見付面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項に規定する見付面積。以下同じ。)の合計が、当該行為に係る面の見付面積の合計の2分の1又は100平方メートルを超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(4) 高さが13メートルを超えることとなる建築物の外観を変更することとなる修繕又は模様替え</p>
臨海工業区域	<p>(1) 高さが13メートル又は建築面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物の新築、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが13メートル又は建築面積が10,000平方メートルを超えている建築物で、行為に係る部分の建築面積又は床面積の合計が5,000平方メートルを超える建築物の改築、増築又は移転</p> <p>(3) 高さが13メートル又は建築面積が10,000平方メートルを超えている建築物で、行為に係る部分の見付面積の合計が、当該行為に係る面の見付面積の合計の2分の1又は1,000平方メートルを超える建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(4) 高さが13メートルを超えることとなる建築物の外観を変更す</p>

臨海工業区 域	<p>(1) 高さが<u>20メートル</u>又は建築面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物の新築，改築，増築又は移転</p> <p>(2) 高さが<u>20メートル</u>又は建築面積が10,000平方メートルを超えている建築物に対する改築，増築又は移転であって，これらの行為に係る部分の建築面積又は床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(3) 高さが<u>20メートル</u>又は建築面積が10,000平方メートルを超えている建築物の<u>外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</u>であって，次のいずれかに該当するもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 見付面積に占める施工面積の割合が，<u>2分の1</u>を超えるもの</p> <p>イ 施工面積が<u>1,000平方メートル</u>を超えるもの</p> <p>(4) 高さが<u>20メートル</u>を超える_____建築物の外観を変更する_____修繕又は模様替え</p>
景観形成重 点地区	<p>(1) 延べ面積が<u>10平方メートル</u>を超えることとなる建築物の新築，改築，増築又は移転</p> <p>(2) 延べ面積が<u>10平方メートル</u>を超えている建築物に対する改築，増築又は移転であって，これらの行為に係る部分の床面積の合計が<u>10平方メートル</u>を超えるもの</p> <p>(3) 延べ面積が<u>10平方メートル</u>を超えている建築物に対する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって，次のいずれかに該当するもの</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 見付面積に占める施工面積の割合が，<u>2分の1</u>を超えるもの</p> <p>イ 施工面積が<u>30平方メートル</u>を超えるもの</p>

別表第2（第25条関係）

工作物	区域	行為
-----	----	----

	ることとなる修繕又は模様替え
--	----------------

別表第2（第25条関係）

工作物	行為
-----	----

<p>擁壁その他これに類するもの及び垣、柵、塀その他これらに類するもの</p>	<p>景観形成重点地区を除く区域</p>	<p>(1) 高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えることとなる工作物の新設、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えている工作物に対する改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面（工作物（工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物）が周囲の地面と接する位置の高さにおける水平面をいい、地形の状況等によりその接する位置に高低差がある場合は、低い方の位置の高さにおける水平面をいう。以下同じ。）からの高さが3メートルを超え、又は長さが10メートルを超えるもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に該当するもののほか、建築物と一体となって設置される工作物の新設、改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが13メートルを超えるもの</p>	<p>擁壁その他これに類するもの及び垣、柵、塀その他これらに類するもの</p> <p>広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p>	<p>(1) 高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えることとなる工作物の新設、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えている工作物で、行為後の高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えることとなる工作物の改築、増築又は移転</p> <p>(3) 建築物と一体となって設置される(1)及び(2)に該当しない工作物で、行為後に最も高い部分の高さが地盤面から13メートルを超えることとなる工作物の改築、増築又は移転</p> <p>(1) 高さが4メートル（臨海工業区域にあっては、13メートル）を超えることとなる工作物の新設、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが4メートル（臨海工業区域にあっては、13メートル）を超えている工作物で、行為後の高さが4メートル（臨海工業区域にあっては、13メートル）を超えることとなる工作物の改築、増築又は移転</p> <p>(3) 建築物と一体となって設置される(1)及び(2)に該当しない工作物で、行為後に最も高い部分の高さが地盤面から13メートルを超えることとなる工作物の改築、増築又は移転</p>
---	----------------------	---	--	--

	景観形成重点地区	高さが1メートルを超えることとなる 工作物の新設、改築、増築又は移 転	(1) 煙突、排気塔その他これらに 類するもの (2) 高架水槽、サイロ、物見塔そ の他これらに類するもの (3) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリー ト柱、合成樹脂製の柱、アンテナ その他これらに類するもの (4) 観光用のエレベーター、エス カレーター、ウォーターシュー ト、コースター、原動機を使用す る回転遊戯施設その他これらに 類するもの (5) コンクリートプラント、アス ファルトプラント、クラッシャー プラントその他これらに類する 製造施設 (6) 自動車車庫の用に供する立体 的な施設 (7) 石油、ガス、穀物、飼料等を 貯蔵し、又は処理する施設 (8) 汚水処理施設、汚物処理施設、 ごみ処理施設その他の処理施設 (9) 彫像、記念碑その他これらに 類するもの	(1) 高さが13メートル又は面積が1,000平 方メートル（臨海工業区域にあつては、1 0,000平方メートル）を超えることとなる 工作物の新設、改築、増築又は移転 (2) 高さが13メートル又は面積が1,000平 方メートル（臨海工業区域にあつては、1 0,000平方メートル）を超えている工作物 で、行為後の高さが13メートル又は面積 が1,000平方メートル（臨海工業区域にあ つては、10,000平方メートル）を超える こととなる工作物の改築、増築又は移転 (3) 建築物と一体となって設置される(1) 及び(2)に該当しない工作物で、行為後に 最も高い部分の高さが地盤面から13メー トルを超えることとなる工作物の改築、 増築又は移転
装飾 塔、記念塔その他これら に類するもの	市全域	(1) 高さが4メートル（臨海工業区 域にあつては、 <u>20メートル</u> ）を超 えることとなる工作物の新設、改 築、増築又は移転 (2) 高さが4メートル（臨海工業区 域にあつては、 <u>20メートル</u> ）を超 えている工作物に対する改築、増 築又は移転であつて、これらの行 為に係る部分の上端の地盤面か らの高さが4メートル（臨海工業 区域にあつては、 <u>20メートル</u> ）を 超えるもの (3) <u>(1)又は(2)に該当するものの</u> <u>ほか、建築物と一体となって設置</u> <u>される工作物の新設、改築、増築</u> <u>又は移転であつて、これらの行為</u> <u>に係る部分の上端の地盤面から</u> <u>の高さが13メートルを超えるも</u> <u>の</u>		
(1) 煙突、排気塔その他 これらに類するもの (2) 高架水槽、サイロ、 物見塔その他これら	景観形成重点地区 を除く区域	(1) 次に掲げる工作物の区分に応 じ、それぞれに掲げる高さ又は面 積を超えることとなる工作物の 新設、改築、増築又は移転	電気供給又は有線電気通信のため の電線路又は空中線	(1) 高さが20メートルを超えることとな る工作物の新設、改築、増築又は移転 (2) 高さが20メートルを超えている工作

<p>に類するもの</p> <p>(3) 木柱, 鉄柱, 鉄筋コンクリート柱, 合成樹脂製の柱, アンテナその他これらに類するもの</p> <p>(4) 観光用のエレベーター, エスカレーター, ウォーターシャフト, コースター, 原動機を使用する回転遊戯施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) コンクリートプラント, アスファルトプラント, クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(6) 自動車車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>(7) 石油, ガス, 液化石油ガス, 穀物, 飼料等を貯蔵し, 又は処理する施設</p> <p>(8) 汚水処理施設, 汚物処理施設, ごみ処理施設その他の処理施設</p>	<p>ア アンテナ以外の工作物 高さ13メートル又は面積1,000平方メートル(臨海工業区域にあっては, 高さ20メートル又は面積10,000平方メートル)</p> <p>イ アンテナ 高さ15メートル(臨海工業区域にあっては, 20メートル)</p> <p>(2) 工作物に対する改築, 増築又は移転であつて, これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さ又は面積が, 次に掲げる工作物の区分に応じ, それぞれに掲げる高さ又は面積を超えるもの</p> <p>ア 高さが13メートル又は面積が1,000平方メートル(臨海工業区域にあっては, 高さが20メートル又は面積が10,000平方メートル)を超えている工作物(アンテナを除く。) 13メートル又は1,000平方メートル(臨海工業区域にあっては, 20メートル又は10,000平方メ</p>	<p>物で, 行為後の高さが20メートルを超えることとなる工作物の改築, 増築又は移転</p> <p>(3) 建築物と一体となって設置される(1)及び(2)に該当しない工作物で, 行為後に最も高い部分の高さが地盤面から20メートルを超えることとなる工作物の改築, 増築又は移転</p>
--	---	--

<p>(9) 彫像, 記念碑その他 これらに類するもの</p>	<p>メートル) イ 高さが15メートル(臨海工業 区域にあつては, 20メートル) を超えているアンテナ 15メ ートル(臨海工業区域にあつて は, 20メートル) (3) (1)又は(2)に該当するものの ほか, 建築物と一体となって設置 される工作物の新設, 改築, 増築 又は移転であつて, これらの行為 に係る部分の上端の地盤面から の高さが, 次に掲げる工作物の区 分に応じ, それぞれに掲げる高さ を超えるもの ア アンテナ以外の工作物 13 メートル(臨海工業区域にあつ ては, 20メートル) イ アンテナ 15メートル(臨海 工業区域にあつては, 20メー トル)</p>
<p>景観形成重点地区</p>	<p>(1) 高さが6メートル又は面積が1 0平方メートル(アンテナにあつ ては, 高さが15メートル)を超え ることとなる工作物の新設, 改 築, 増築又は移転 (2)高さが6メートル又は面積が10 平方メートル(アンテナにあつて</p>

		<p>は、高さが15メートル) を超えている工作物に対する改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが6メートル又は面積が10平方メートル (アンテナにあっては、15メートル) を超えるもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に該当するもののほか、建築物と一体となって設置される工作物の新設、改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが13メートル(アンテナにあっては、15メートル) を超えるもの</p>
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線	市全域	<p>(1) 高さが20メートルを超えることとなる工作物の新設、改築、増築又は移転</p> <p>(2) 高さが20メートルを超えている工作物に対する改築、増築又は移転であって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが20メートルを超えるもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に該当するもののほか、建築物と一体となって設置される工作物の新設、改築、増築</p>

		又は移転であつて、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが20メートルを超えるもの
太陽光発電設備	市全域	パネル面積（太陽光発電パネル（建築物と一体となって設置されるものを除く。以下同じ。）の面積をいう。以下同じ。）の合計が100平方メートルを超えることとなる太陽光発電パネルの新設、改築、増築又は移転
自動販売機その他これに類するもの	景観形成重点地区	工作物の新設又は移転

別表第3（第25条関係）

工作物	区域	行為
擁壁その他これに類するもの及び垣、 ^{まく} 柵、塀その他これらに類するもの	景観形成重点地区を除く区域	<p>_____高さが3メートルを超えており、かつ、長さが10メートルを超えている工作物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 行為対象面面積(工作物の面のうち、行為に係る面の面積の</p>

別表第3（第25条関係）

工作物	行為
擁壁その他これに類するもの及び垣、 ^{まく} 柵、塀その他これらに類するもの	<p>(1) 高さが3メートル、かつ、長さが10メートルを超えている工作物で、行為に係る部分の面積（通常望見できる部分に限る。）の合計が、当該行為に係る面の面積の合計の2分の1又は100平方メートルを超える工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(2) 高さが13メートルを超えることとなる工作物の外観を変更することとなる修繕又は模様替え</p>

	<p>合計をいう。以下この表において同じ。)に占める施工面積(行為対象面面積のうち行為に係る部分の面積であって、かつ、通常望見できる部分の面積をいう。以下この表において同じ。)の割合が、<u>2分の1を超えるもの</u></p> <p>(2) <u>工作物の外観の面積のうち、100平方メートルを超える面積について変更するもの</u></p>	<p>広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p>	<p>(1) 高さが4メートル(臨海工業区域にあつては、13メートル)を超えている工作物で、行為に係る部分の面積(通常望見できる部分に限る。)の合計が、当該行為に係る面の面積の合計の2分の1を超える工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(2) 高さが4メートル(臨海工業区域にあつては、13メートル)を超えることとなる工作物の修繕又は模様替え</p> <p>(3) 建築物と一体となって設置される(1)及び(2)に該当しない工作物で、行為後に最も高い部分の高さが地盤面から13メートルを超えることとなる工作物の修繕又は模様替え</p>
<p>景観形成重点地区</p>	<p>(1) <u>高さが1メートルを超えることとなる工作物の外観を変更する修繕又は模様替え</u></p> <p>(2) <u>高さが1メートルを超えている工作物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>行為対象面面積に占める施工面積の割合が、2分の1を超えるもの</u></p> <p>イ <u>工作物の外観の面積のうち、30平方メートルを超える面積</u></p>	<p>(1) 煙突、排気塔その他これらに類するもの</p> <p>(2) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) 木柱、鉄柱、鉄筋コンクリート柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの</p> <p>(4) 観光用のエレベーター、エスカレーター、ウォーターシュート、コースター、原動機を使用する回転遊戯施設その他これらに類するもの</p>	<p>(1) 高さが13メートル又は面積が1,000平方メートル(臨海工業区域にあつては、10,000平方メートル)を超えている工作物で、行為に係る部分の面積(通常望見できる部分に限る。)の合計が、当該行為に係る面の面積の合計の2分の1又は100平方メートル(臨海工業区域にあつては、1,000平方メートル)を超える工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更</p> <p>(2) 高さが13メートルを超えることとなる工作物の外観を変更することとなる修</p>

		<u>について変更するもの</u>	
<u>装飾</u> 塔, 記念塔その他これら に類するもの	市全域	(1) 高さが4メートル(臨海工業区 域にあっては, 20メートル)を <u>超えることとなる工作物の外観を</u> <u>変更する修繕又は模様替え</u> (2) 高さが4メートル(臨海工業 区域にあっては, 20メートル)を <u>超えている工作物の外観を変更</u> <u>する修繕若しくは模様替え又は</u> <u>色彩の変更であって, 行為対象面</u> <u>面積に占める施工面積の割合が,</u> <u>2分の1を超えるもの</u> (3) (1)又は(2)に該当するものの <u>ほか, 建築物と一体となって設置</u> <u>される工作物の外観を変更する</u> <u>修繕又は模様替えであって, これ</u> <u>らの行為に係る部分の上端の地</u> <u>盤面からの高さが13メートルを</u> <u>超えるもの</u>	(5) コンクリートプラント, アス ファルトプラント, クラッシャー プラントその他これらに類する 製造施設 (6) 自動車車庫の用に供する立体 的な施設 (7) 石油, ガス, 穀物, 飼料等を 貯蔵し, 又は処理する施設 (8) 汚水処理施設, 汚物処理施設, ごみ処理施設その他の処理施設 (9) 彫像, 記念碑その他これらに 類するもの
(1) 煙突, 排気塔その他 これらに類するもの	<u>景観形成重点地区</u> <u>を除く区域</u>	(1) 高さが13メートル(臨海工業 区域にあっては, 20メートル)を	

<p>(2) 高架水槽, サイロ, 物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(3) 木柱, 鉄柱, 鉄筋コンクリート柱, 合成樹脂製の柱, アンテナその他これらに類するもの</p> <p>(4) 観光用のエレベーター, エスカレーター, ウォーターシャフト, コースター, 原動機を使用する回転遊戯施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) コンクリートプラント, アスファルトプラント, クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(6) 自動車車庫の用に供する立体的な施設</p> <p>(7) 石油, ガス, 液化石油ガス, 穀物, 飼料等を貯蔵し, 又は処理する施設</p> <p>(8) 汚水処理施設, 汚物</p>	<p>を超えることとなる工作物の外観を変更する修繕又は模様替え</p> <p>(2) 高さが13メートル又は面積が1,000平方メートル(臨海工業区域にあっては, 高さが20メートル又は面積が10,000平方メートル)を超えている工作物(アンテナを除く。)の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって, 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 行為対象面面積に占める施工面積の割合が, 2分の1を超えるもの</p> <p>イ 工作物の外観の面積のうち, 100平方メートル(臨海工業区域にあっては, 1,000平方メートル)を超える面積について変更するもの</p> <p>(3) (1)又は(2)に該当するもののほか, 建築物と一体となって設置される工作物(アンテナを除く。)の外観を変更する修繕又は模様替えであって, これらの行為に係</p>
--	--

<p>処理施設, ごみ処理施設その他の処理施設 (9) 彫像, 記念碑その他これらに類するもの</p>		<p>る部分の上端の地盤面からの高さが13メートルを超えるもの</p> <p>(4) <u>地盤面から上端までの高さが15メートル(臨海工業区域にあっては, 20メートル)を超えているアンテナ(建築物と一体となって設置されるものを含む。)の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって, 行為対象面面積に占める施工面積の割合が, 2分の1を超えるもの</u></p>
	<p>景観形成重点地区</p>	<p>(1) <u>高さが6メートル又は面積が10平方メートルを超えることとなる工作物の外観を変更する修繕又は模様替え</u></p> <p>(2) <u>高さが6メートル又は面積が10平方メートルを超えている工作物(アンテナを除く。)の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって, 次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 行為対象面面積に占める施工面積の割合が, 2分の1を超えるもの</u></p> <p><u>イ 工作物の外観の面積のうち, 30平方メートルを超える面積について変更するもの</u></p>

		<p>(3) (1)又は(2)に該当するもののほか、建築物と一体となって設置される工作物(アンテナを除く。)の外観を変更する修繕又は模様替えであって、これらの行為に係る部分の上端の地盤面からの高さが13メートルを超えるもの</p> <p>(4) 地盤面から上端までの高さが15メートルを超えているアンテナ(建築物と一体となって設置されるものを含む。)の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更であって、行為対象面積に占める施工面積の割合が、2分の1を超えるもの</p>
太陽光発電設備	市全域	パネル面積の合計が100平方メートルを超える太陽光発電パネルの外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
自動販売機その他これに類するもの	景観形成重点地区	工作物の外観を変更する修繕若しくは模様替え又は色彩の変更